材木地区の一部における交通規制のご案内

平成２１年１１月２日から、材木地区の一部で新たに交通規制が始まります。
地域の生活道路を安心して歩けるようにするため、通勤時の通り抜け交通量を減じるためのものです。
この主旨にご理解をいただき、ご協力お願いします。

- 鈴見橋を渡って桜町東交差点が右折禁止（下図①）となり、天神橋方向への通り抜けができなくなり、合わせて、若松橋方向から左岸沿いに同交差点の直進もできなくなります（下図②）。
- 浅野川左岸市道は常盤橋付近から天神橋方向へ一方通行（下図③）となります。
- 浅野川右岸市道は天神橋から常盤橋方向へ一方通行（下図④）となります。
- 鈴見台１丁目方向からは、県青少年総合研修センター以降、天神橋方向への通り抜けができなくなります（下図⑤）。（研修センターまでは行けます。）

いずれも、朝７時から９時までの時間規制となりますので、幹線道路をご利用ください。（土・日、休日は除きます。）

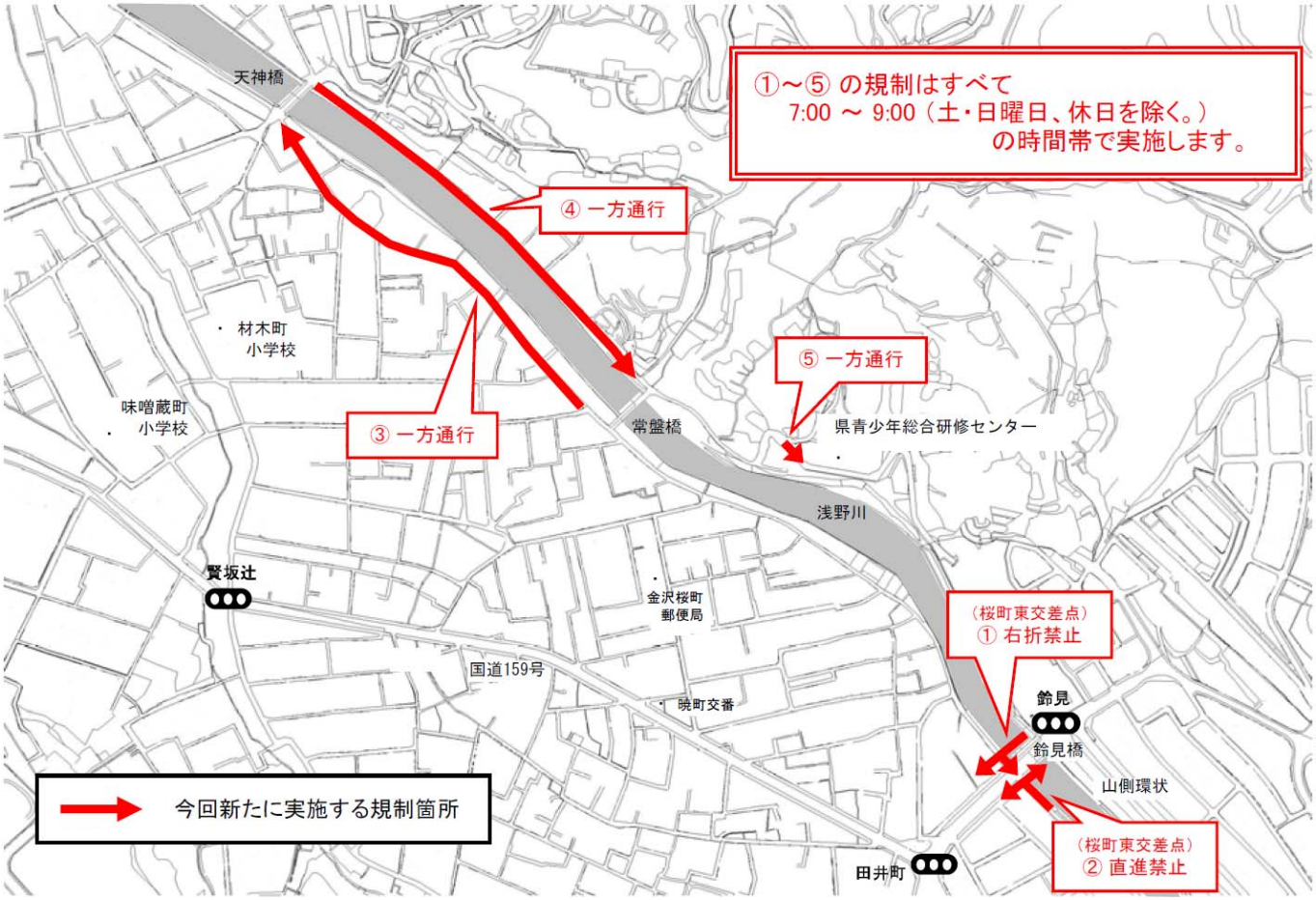

歩行者・公共交通優先のまちづくりを推進しています

＜問い合わせ＞
金沢市歩ける環境推進課
☎220-2371